

## はじめに

文化芸術は、精神的なやすらぎや感動、生きる喜びをもたらしてくれるものであります。また、世界人権宣言においても、「すべての人が自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、その恩恵に預かる権利を有する」と明記されており、文化芸術が人々の文化的でこころ豊かな生活に欠かせないものであると言えます。



ふじみ野市では、文化芸術活動やスポーツを通して、市民一人ひとりが健康で、活力あるまちづくりを進めるため、平成27年10月に「ふじみ野市文化・スポーツ振興条例」を制定いたしました。本計画は、この条例に基づき、ふじみ野市の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

計画では、「文化芸術による交流の促進」、「文化的な魅力の発見と活用」、「文化の担い手の育成」、「地域文化の次世代への継承と発展」の4つの基本方針を定め、今後7年間をかけて各基本方針の重点取組を中心に様々な施策を進めてまいります。

計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ、関係団体、関係各機関との連携・協力を図りながら、より魅力的な活力あるふじみ野市の創造のために取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、計画の策定に当たり、多大なるご尽力をいただきました文化振興審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの方々に、心から御礼を申し上げます。

平成29年3月

ふじみ野市長 高畑 博